

# 愛媛県高等学校体育連盟細則

## (地区支部及び専門部)

第1条 連盟に、次のとおり支部及び専門部を置く。

1 支部

東予支部 (四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、越智郡)

中予支部 (松山市、伊予市、東温市、伊予郡、上浮穴郡)

南予支部 (大洲市、八幡浜市、西予市、宇和島市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡)

2 専門部

陸上競技、水泳、体操 (新体操を含む)、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、ソフトテニス、テニス、ハンドボール、サッカー、ラグビーフットボール、ソフトボール、柔道、剣道、弓道、相撲、登山、ボート、ボクシング、ウエイトリフティング、自転車競技、なぎなた、創作ダンス、ホッケー、空手道、レスリング、少林寺拳法、フェンシング、アーチェリー、ライフル射撃、カヌー、調査研究

## (役員)

第2条 会長、副会長は、加盟校の校長より選出する。

1 支部長は、各支部に1名、会長・副会長より選出する。

2 理事の選出区分は、原則として次のとおりとする。

東予支部 5名

中予支部 13名

南予支部 5名

3 監事は、各支部に1名、加盟校の校長より選出する。顧問は、若干名とする。

4 専門部長は、各専門部に1名、加盟校の校長より選出する。

## (加盟)

第3条 校長は、連盟制定の「加盟申請書類」に所定事項を記入して申し込むものとする。

第4条 加盟者が本規則に違反したときは、評議員会の決議により加盟を解除することがある。

## (会費)

第5条 会費は、年度始めの評議員会において審議決定する。

第6条 会費は、加盟校ごとにまとめ、連盟規定の納入書類に所定事項を記入して、5月末日までに一括納入する。

第7条 会員数 (教職員・生徒) の算定は、5月1日現在の在籍者とする。

## (専門部長会)

第8条 専門部長会は、会長がこれを招集し、専門部にかかわる重要事項を審議する。

## (専門部会)

第9条 専門部会は、専門部長がこれを招集し、各専門部の重要事項を審議する。

## (専門委員長会)

第10条 専門委員長会は、会長がこれを招集し、専門部にかかわる重要事項を審議する。

第11条 専門委員長会の議長は、理事長になる。

## (表彰)

第12条 連盟は、次の表彰を行う。その細則は別に定める。

1 体育功労賞

2 優秀賞

(報告)

**第13条** 専門部は、連盟事務局に次の事項を報告するものとする。

- 1 部規約
- 2 役員組織
- 3 行事予定
- 4 大会報告（大会報告は、大会終了後1週間以内とする。）
- 5 予算並びに決算報告

(代決)

**第14条** 規程に基づいてなされた代決は、会長の決裁と同一の効力を有する。その細則は別に定める。

(その他)

**第15条** この細則は、評議員会の決議をもって決定する。

- (平成17年4月20日 一部改正)
- (平成18年4月20日 一部改正)
- (平成21年4月16日 一部改正)
- (平成26年4月17日 一部改正)
- (平成28年4月15日 一部改正)
- (平成29年4月21日 一部改正)
- (令和2年4月17日 一部改正)